

知立市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における庭木等の剪定で発生する枝葉の有効利用並びにごみ排出量の軽減及びリサイクル意識の高揚を図るため、市民に対し剪定枝粉碎機(以下「粉碎機」という。)の貸出しを行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出し対象者)

第2条 市が粉碎機を貸出しする対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 粉碎機の保管場所を屋内に確保できる者
- (3) 粉碎機を適正に維持管理できる者
- (4) 剪定枝葉を自ら処理しようとする者

(貸出し期間)

第3条 粉碎機の貸出し期間は、粉碎機の貸出しを受ける日(以下「貸出日」という。)から起算して15日以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

2 粉碎機の貸出しは1世帯に1台とする。

(利用の申請)

第4条 粉碎機を借用しようとする者(以下「申請者」という。)は、知立市剪定枝粉碎機利用申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、利用日の前1か月から利用日までの期間で、担当課の業務時間内に行うものとし、その際、運転免許証、健康保険証その他の住所及び氏名が確認できるもの(以下「本人確認書類」という。)を提示しなければならない。

3 申請者から委任された者(以下「受任者」という。)が申請を行う場合は、受任者の本人確認書類を提示し、申請者の本人確認書類の写し及び委任状を提出しなければならない。

(利用の仮申請)

第5条 前条に規定する利用の申請に当たっては、あらかじめ電話による仮申請を行うことができるものとする。

2 前項の仮申請は、利用日の前1か月から利用日までの期間で、担当課の業務時間内に行うものとする。

3 第1項の仮申請を行った申請者は、利用日までに前条第1項に規定する申請書を市長に提出し、本人確認書類を提示しなければならない。

4 第1項の仮申請を行った受任者は、利用日までに前条第1項に規定する申請書を市長に提出するとともに、受任者の本人確認書類を提示し、申請者の本人確認書類の写し及び委任状を提出しなければならない。

(利用の許可・不許可)

第6条 市長は、第4条第1項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、知立市剪定枝粉碎機利用許可書(様式第2)を交付する。

2 市長は、審査の結果、適当と認めないときは、知立市剪定枝粉碎機利用不許可書(様式第3)を交付する。

3 第1項の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、剪定枝粉碎機の利用が認められた利用日時に、剪定枝粉碎機及び必要書類等を市長から借り受けるものとする。

4 前項の受け渡しは、担当課において行うこととする。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、剪定枝粉碎機の利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(1) 第4条第1項の申請に偽りがあった場合や不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(2) 利用者がこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 故障その他の理由により粉碎機の利用ができないとき。

(4) 粉碎機を第三者に転貸したとき。

(5) 営利を目的として使用したとき。

(6) その他貸出しが不相当であると判断したとき。

(返却)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに粉碎機を市長に返却するものとする。

- (1) 粉砕機の貸出し期間が満了したとき。
- (2) 第2条に規定する貸出しの要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第7条の規定により貸出しの許可が取り消されたとき。
- (4) 故障その他の理由により粉砕機の利用ができないとき。

(利用後の報告)

第9条 粉砕機の利用を終えた利用者は、知立市剪定枝粉砕機利用報告書(様式第4)を速やかに市長に提出しなければならない。

(利用料)

第10条 粉砕機の利用料は、無料とする。ただし、粉砕機の使用に必要な電気代等の費用に関しては、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 粉砕機により粉砕した剪定枝葉を土壌改良材等として有効利用し、可燃ごみに排出しないこと。
- (2) 粉砕機を使用する際は、騒音、剪定枝葉の散乱防止等に十分配慮すること。
- (3) 粉砕機は、取扱説明書により適切に使用し、細心の注意を払って維持管理すること。
- (4) 粉砕機を他に譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- (5) 粉砕機の形状を変え、又は改造しないこと。
- (6) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。
- (7) 粉砕機を返却する際は次の利用者の支障にならないよう、借受時と同じ状態で返却すること。

(損害賠償)

第12条 利用者は、貸出しを受けた粉砕機を紛失、又は破損させたときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

2 利用者の責に帰すべき事由により、当該利用者又は第三者に損害を生じさせたときは、当該利用者がその損害の賠償の責を負うものとし、市はその責を負わないものとする。

(担当課)

第13条 本事業の担当課は、環境課とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は令和5年6月1日から施行する。